

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る
環境影響評価準備書手続きについて

項 目	内 容																				
事業名称等	横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 事業者：国土交通省関東地方整備局、横浜市																				
事業の種類	環境影響評価法（以下「法」という。）対象事業 法第2条第2項に規定する第一種事業 埋立区域の面積が50ヘクタールを超える公有水面埋立法による公有水面の埋立ての事業																				
これまでの手続き	<table border="1"> <tr> <td>配慮書</td><td>送付：H29.3.24、公告：H29.3.24 事業者による縦覧：H29.3.24～H29.4.24</td></tr> <tr> <td>縦覧対象区</td><td>鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区</td></tr> <tr> <td>審査会</td><td>意見聴取：H29.3.28</td></tr> <tr> <td>配慮書に対する市長意見書</td><td>作成：H29.5.12、公告：H29.5.15</td></tr> <tr> <td>方法書</td><td>送付：H29.10.20 公告：H29.10.20 事業者が行う縦覧：H29.10.20～H29.11.20 市長が行う縦覧：H29.10.20～H29.12.4</td></tr> <tr> <td>縦覧対象区</td><td>鶴見区、中区</td></tr> <tr> <td>説明会</td><td>開催日：H29.11.12、15（計3回） 参加者：のべ38名</td></tr> <tr> <td>意見概要</td><td>送付：H29.12.7、9件</td></tr> <tr> <td>審査会</td><td>諮問：H29.11.9、答申：H30.1.16</td></tr> <tr> <td>方法書に対する市長意見</td><td>作成：H30.2.1、公告縦覧：H30.2.15～H30.3.16</td></tr> </table>	配慮書	送付：H29.3.24、公告：H29.3.24 事業者による縦覧：H29.3.24～H29.4.24	縦覧対象区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区	審査会	意見聴取：H29.3.28	配慮書に対する市長意見書	作成：H29.5.12、公告：H29.5.15	方法書	送付：H29.10.20 公告：H29.10.20 事業者が行う縦覧：H29.10.20～H29.11.20 市長が行う縦覧：H29.10.20～H29.12.4	縦覧対象区	鶴見区、中区	説明会	開催日：H29.11.12、15（計3回） 参加者：のべ38名	意見概要	送付：H29.12.7、9件	審査会	諮問：H29.11.9、答申：H30.1.16	方法書に対する市長意見	作成：H30.2.1、公告縦覧：H30.2.15～H30.3.16
配慮書	送付：H29.3.24、公告：H29.3.24 事業者による縦覧：H29.3.24～H29.4.24																				
縦覧対象区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区																				
審査会	意見聴取：H29.3.28																				
配慮書に対する市長意見書	作成：H29.5.12、公告：H29.5.15																				
方法書	送付：H29.10.20 公告：H29.10.20 事業者が行う縦覧：H29.10.20～H29.11.20 市長が行う縦覧：H29.10.20～H29.12.4																				
縦覧対象区	鶴見区、中区																				
説明会	開催日：H29.11.12、15（計3回） 参加者：のべ38名																				
意見概要	送付：H29.12.7、9件																				
審査会	諮問：H29.11.9、答申：H30.1.16																				
方法書に対する市長意見	作成：H30.2.1、公告縦覧：H30.2.15～H30.3.16																				
準備書の送付	法第15条 平成30年6月22日																				
準備書についての公告	【事業者が行う公告】 法第16条 平成30年6月22日公告 【市長が行う公告】 横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第59条 第1項 平成30年6月22日公告 （環境創造局ホームページ、環境創造局ツイッターで公表）																				

準備書の縦覧	【事業者が行う縦覧】法第16条 縦覧期間：平成30年 6 月22日～平成30年 7 月23日 （縦覧終了後、平成30年 8 月 6 日まで閲覧） 縦覧場所：事業者の事務所 （事業者ホームページで準備書の全文公開を実施） 【市長が行う縦覧】条例第59条第 1 項 縦覧期間：平成30年 6 月22日～平成30年 8 月 6 日 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 鶴見区役所区政推進課、中区役所区政推進課 （横浜市中心図書館、鶴見図書館、中図書館で閲覧 環境影響評価課ホームページで準備書の全文公開を実施）
審査会への諮問	条例第59条第 2 項 平成30年 6 月28日 諮問
説明会の開催	法第17条第 1 項 開催日：第 1 回 平成30年 7 月15日（日） 昼 大鳥中学校 第 2 回 平成30年 7 月18日（水） 昼 新山下地域ケアプラザ 第 3 回 平成30年 7 月18日（水） 夜 新山下地域ケアプラザ
意見書の提出	法第18条第 1 項 提出期間：平成30年 6 月22日～平成30年 8 月 6 日
準備書についての 意見の概要等の送付	法第19条 事業者は、意見書の提出期間経過後、環境影響を受ける地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類（以下「意見概要見解書」という。）を送付しなければならない。
意見概要見解書の 公告・縦覧	条例第59条第 3 項 市長は、意見概要見解書の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、意見概要見解書の写しを当該公告の日から起算して15日間縦覧に供する。
市民等からの意見 聴取	条例第59条第 4 項 関係地域に居住する者等（※）は、審査会に対し、意見概要見解書の縦覧期間内に、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる。
市長意見の作成	法第20条第 4 項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面で述べる。
市長意見の公告・ 縦覧	条例第59条第 6 項 市長は、法第20条第 4 項の規定により意見を述べた旨を公告し、当該意見を記載した書面を30日間縦覧する。

このほか、神奈川県環境影響評価条例に基づき、公告・縦覧、神奈川県環境影響評価審査会への諮問等が行われます。

※関係地域に居住する者等

法第15条に規定する関係地域内に居住する者及び当該地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）をいう。